令和８年11月12日

参加者　殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
河　瀬　和　重

見 積 依 頼 書

下記について請負に付したいので見積書を提出願います。

記

１．件　　名	ＧＥＯＮＥＴにおける新信号への対応業務
１．履行又は納入期限	令和９年２月26日（金）
１．履行又は納入場所	仕様書のとおり
１．見積書等提出場所 （郵送又は持参の場合）	茨城県つくば市北郷１番　国土地理院総務部契約課契約係 TEL：029-864-4362
１．見積書提出期限	令和８年11月27日（金）12時00分
１．見　積　方　法	契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載すること。
１．参　加　資　格	(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。 (2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 (4)仕様書第７条に示す要件を満たすこと。
１．契 約 保 証 金	免除
１．図面（内訳書） 及び仕様書	別添のとおり
１．支 払 い 条 件	前払金　　無　　―%　　部分払　　―回 物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから３０日以内に請負代金を支払うものとする。
１．そ　の　他	(1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。 注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf (2) 仕様書第７条に示す書類を見積書と同時に提出すること。

GEONET における新信号への対応業務　仕様書

第 1 章　総則

（適用範囲）

第 1 条

本仕様書は、国土地理院（以下「発注者」という。）の発注する「GEONET における新信号への対応業務」（以下「本業務」という。）の作業の範囲を規定するものであり、本仕様書の記載内容をもってその適用範囲とする。

（用語の定義）

第 2 条

本仕様書において、指示、承諾及び協議とは、次の定義による。

1. 指示とは、発注者の指名した職員（以下「監督職員」という。）が受注者に対し所掌事務に関する方針、基準及び計画等について書面をもって示し実施させることをいう。
2. 承諾とは、監督職員に対し書面で申出た事項について、監督職員が書面によりその事項について同意することをいう。
3. 協議とは、書面により契約書又はこの仕様書で定義する協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合意することをいう。

（監督）

第 3 条

本業務の監督については、次のとおり定める。

1. 監督職員が監督中に指摘した事項については、速やかに是正すること。また、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うこと。なお、受注者は契約の履行に当たって業務の意図及び目的を十分理解した上で、本仕様書に定める各項目を満足するように努めなければならない。
2. 監督職員がその権限を行使するときは書面により行う。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うこと。監督職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知する。

（関係法令等の遵守）

第 4 条

本業務の実施に当たっては、次のとおりとする。

1. 関係法令を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。

2. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
3. 前2項に掲げる法令等に違反した場合には同法令等にのっとり厳正に対処するものとする。

（受注者に求める情報セキュリティに関する遵守事項）

第5条

本業務において受注者が遵守すべき情報セキュリティに関する事項は、別紙1のとおりとする。

（著作権等）

第6条

著作物及び著作権については、次のとおり定める。

1. 本業務により生じた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、受注者に帰属するものとする。
2. 受注者は、発注者に対し、当該成果物を、期間の定めなく、無償で、地域の限定なく、非独占的に利用する権利を許諾する。当該利用には、複製、頒布、公衆送信、展示、翻訳、翻案、編集、要約その他の改変、他の資料との結合、発注者の業務遂行、政策検討、広報、公表及び第三者への提供を含むものとする。
3. 発注者は、前項の利用権を第三者に再許諾できるものとし、その利用に当たり受注者の事前の許諾を要せず、また受注者の表示（クレジット表記）その他いかなる義務も負わないものとする。
4. 受注者は、成果物に関し、発注者及び発注者から許諾を受けた第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
5. 受注者は、成果物が第三者の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、発注者が当該成果物を改変して利用したことにより生じた権利侵害については、この限りでない。
6. 受注者は、成果物の第三者への利用許諾又は権利の移転を行う場合には、発注者の業務遂行に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。
7. 受注者は、本条に基づき許諾した利用権を取り消すことができないものとする。

（参加資格要件及び必要な提出書類）

第7条

本業務は、通信回線及び電子計算機を利用してGNSSリアルタイムデータの収集を行う装置を取り扱うことから、参加を希望する者は、公示日から過去5年以内に、次の各項に掲げる全ての業務を実施した実績（履行を完了したものに限る。）を証明するため、参

加資格要件記載書（別紙２）及び当該業務に係る契約書（仕様書を含む。）の写し等を、見積書とともに見積書提出期限までに提出すること。

1. 観測施設におけるリアルタイムの観測データを常時受信し、処理を行うシステムの開発又は改良業務。（自社開発・受注開発のいずれも可とする。）
2. 冗長性を持つネットワークの設計又は構築業務。
3. 測位衛星の観測データの収集・処理に関連するシステムの開発又は改良業務（自社開発・受注開発のいずれも可とする。）。

（提出書類）

第８条

受注者は別紙３に掲げる書類を、監督職員を経て発注者に遅滞なく提出すること。なお、様式が定められていない提出書類は、受注者において様式を定め提出すること。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従うこと。

（業務目的）

第９条

国土地理院では、全国の高精度な測量網の構築と地殻変動の監視を主な目的として、GNSS 連続観測システム（以下「GEONET」という。）の運用を行っている。茨城県つくば市にある国土地理院内の GEONET 中央局（以下「中央局」という。）では、GEONET 収集・配信系装置（以下「GATE 装置」という。）により、日本全国に設置した観測点（電子基準点）で受信した GNSS データの受信、処理、配信を行っている。本業務では、BeiDou（以下「BDS」という。）への対応のため GATE 装置の衛星処理機能を拡張し、GNSS データの提供及び電子基準点の運用管理の安定化を図るものである。

（業務概要）

第１０条

本業務の概要は次のとおりとし、その詳細は細部仕様書によるものとする。また、本業務の実施に際し、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、対応方針を決定するものとする。

1. BDS 信号のデータ形式に対応するため、機能の追加及びソフトウェア改修を行うこと。
2. 改修後は、稼働中の電子基準点に設置している GNSS 受信機からの観測データを、GATE 装置で毎秒正常に受信・処理できること。
3. BINEX 形式によるリアルタイムデータの RINEX 変換を行い、GATE 装置内の所定のディレクトリへ正常に転送すること。

4. BDS 信号を含む RINEX 形式データの外部システムへの配布に係る機能を新規に設計・実装し、所定の要件を満たすことを検証すること。
5. GATE 装置から電子基準点データ提供システムの EXT_data に BDS 信号を含む RINEX 形式のデータを転送・格納すること。

（品目及び数量）

第１１条

品目及び数量は、次のとおりとする。

GEONET における新信号への対応業務　一式

（完成図書）

第１２条

受注者は、納入時に次の図書等を完成図書として提出すること。なお、完成図書に用いる言語は日本語とする。

1. 完成図書として、次に示す書類を作成すること。

(1) 業務報告書

- 本業務に係る調査・実測結果報告書 一式。観測点 100 点（実観測点データをコピーしたダミーデータを準備する）当たりのリソース消費量（CPU 負荷、メモリ使用量、ディスク I/O 及び処理時間等）、BINEX 形式及び RINEX 形式による実データ量（観測点 1 点 1 時間当たり）の実測値及び処理時間の見積りを含めること。
- GATE 装置のサーバ設定内容（設定ファイル等のディレクトリ構成を含む。）について記述すること。
- 本業務においてインストールしたミドルウェア及びソフトウェアの名称・バージョン・各種設定などを記述すること。
- ソフトウェアの改修内容、定義データ・設定ファイルの変更前後の差分及び復元方法、並びに改修版の適用（移行）作業のログ等が分かるようにまとめること。
- BDS 信号を含む品質確認（以下「QC」という。）の値（合成マルチパス値）の計算方式について、監督職員の承諾を得た計算根拠及び考え方を明確に記述すること。
- BDS 信号を含むデータの配布機能（以下「BDS 配布機能」という。）の有効化に当たり留意すべき事項（配布定義の設定内容、有効化手順、外部連携上の前提等）を明記すること。
- 動作確認及び障害試験（切り戻し試験を含む。）の内容及び結果を記述すること。特に、既存の衛星種別（GRJE）の受信・RINEX 変換・QC・配信の各処理に影響を与えないことの確認結果を含めること。

(2) プログラム一式

- 本業務で開発・調整したソースプログラム、改修した制御コマンド、定義データ及び設定ファイルを含めること。あわせて、改修版の適用手順書を含めること。

(3) システム操作マニュアル（導入手順書・導入マニュアルを含む。）

- 管理者による提供システムの運用及び機能の利用に必要なマニュアルを作成すること。BDS 配布機能の有効化手順（運用保守担当が実施することを想定）を含めること。
- 作成及び改修したプログラムについては、その機能及び使用方法を詳細に記述すること。

2. 提出媒体は、次のとおりとする。

（1）電子媒体　1 部

- 媒体：CD-R、DVD-R 又は Blu-ray ディスクに保存すること。
- 形式：12cm、ISO9660 準拠又は Joliet 準拠とすること。
- ファイル形式：PDF ファイル及び PDF ファイルに変換する前の元ファイル（Microsoft 社製 Word／Excel 形式等）とすること。ソースプログラム及び定義・設定ファイルは、実行・編集可能な元形式のまま格納すること。
- 納品すべき最終成果品が完成した段階でウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルの更新日時及びチェック年月日は必須）を記載した書類をあわせて提出すること。

（2）紙媒体　1 部

- 寸法：A4 判パイプ式ファイルにとじること。表紙及び背表紙を付けること。
- 印刷：電子コピーとすること。
- 紙質：再生上質紙（グリーン購入法適用、古紙配合率 100%かつ白色度 70%以上）とすること。

（納入期限及び納入場所）

第１３条

納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

1. 納入期限：令和 9 年 2 月 26 日（金）
2. 納入場所：茨城県つくば市北郷 1 番　国土地理院　測地観測センター　電子基準課

（貸与品、貸与資料）

第１４条

本業務における国土地理院から貸与する資料は、次のとおりとする。このほかの資料は、協議の上、必要と認められれば、監督職員から貸与する。

1. 位置情報インフラの強靱化（GNSS 連続観測システム収集配信装置改良）完成図書

（貸与資料の管理及び使用等）

第１５条

貸与資料の管理は、次のとおりとする。

1. 貸与資料は、紛失等のないよう、厳重に管理すること。なお、監督職員の許可なく、これに修正を加えてはならない。
2. 貸与資料は、本業務についてのみ使用すること。
3. 貸与資料を、第三者に対し再使用、譲渡、転移、複写等を行わないこと。
4. 貸与資料の使用期間は本業務が終了する日までとし、社内の記憶媒体等に複写したデータ及び関係する作業データは、終了後に直ちに消去すること。
5. 貸与資料は、業務終了後速やかに監督職員に返納すること。

（打合せ）

第１６条

打合せ協議は、次のとおりとする。

1. 打合せは、作業着手前に 1 回、稼働試験前に 1 回及び納品時に 1 回を含む計 3 回以上、茨城県つくば市にある国土地理院又はオンライン会議にて行うこと。
2. 打合せには、業務責任者を含む 2 名以上が参加すること。
3. 打合せ等の内容は、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、打合せ後 1 週間以内に監督職員に提出し、確認を得ること。
4. 協議の上、監督職員が必要と認めた場合は、前各項とは別に打合せを行うこと。
5. 納品時の打合せにおいては、成果品等について詳細に説明を行うこと。

（機密保持）

第１７条

機密保持は、次のとおりとする。

1. 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務編成に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

5. 受注者は、取り扱う情報について、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

（契約不適合責任）

第１８条

契約不適合責任は、次のとおりとする。

1. 契約不適合責任期間は、検査終了日から起算して１年間とする。
2. 本業務の納入成果品に契約内容との不適合があることが判明した場合には、その不適合が監督職員の指示によって生じた場合を除き、受注者の責任及び負担において速やかに対応するものとする。なお、修正方法については事前に監督職員の承諾を得てから着手するとともに、修正結果についても監督職員の承諾を受けること。また、受注者の責任による重大な障害については、前項の期間終了後であっても双方の協議の上、受注者の負担でソフトウェアの修正等を行わせることができるものとする。

（暴力団等による不当介入を受けた場合の措置）

第１９条

暴力団員等による不当介入を受けた場合、次のとおり措置を講じる。

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 第１項及び前項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

（その他）

第２０条

その他の事項について、次のとおりとする。

1. 本業務を実施するための必要な経費は、全て業務の経費に含まれるものとする。
2. 本仕様書に定めのない事項については、速やかに監督職員と協議するものとする。
3. 本仕様書に疑義のあるときは、総務部契約課契約係を経由して測地観測センター電子基準課調査係宛に照会すること。

第２章　細部仕様書

（一般事項）

第２１条

本業務において一般事項は、次のとおりとする。

1. 本細部仕様書は、本業務における技術的作業の詳細を規定するものである。本業務は、BDS への対応のため、GATE 装置に対し、BDS 信号の観測データを処理する機能を新たに拡張することを目的とする。
2. 本業務は、外部機関への配布運用の開始に先立ち、数点の観測点を対象として基本機能及び BDS 配布機能の実装を行うものである。ただし、将来の約 1,300 点の電子基準点への展開を見据えた設計とすること。その上で、受注者は、次の事項に留意すること。

（1）外部機関への配布運用の開始時には、現状のハードウェア資源では同期時間、変換時間、記憶領域及びメモリ等のリソースが不足することが想定される。そのため、本業務において数点の観測点を対象とした実装を行う際、観測点 100 点（実観測点データをコピーしたダミーデータを準備する）当たりのリソース消費量（CPU 負荷、メモリ使用量、ディスク I/O、処理時間等)、外部機関への配布運用の開始時に必要なリソースの算定根拠となるデータを成果品に含めること。また、現状のリソースとのかい離（不足分）について分析し、次工程におけるシステム構成への提言を行うこと。

（2）　QC 値（BDS 信号を含む合成マルチパス値の計算方式。第 24 条第 1 項(7)に関連する。）については、後続工程での QC 開始後に計算方式の定義を変更すると過去の QC 値との比較が困難となる。そのため、受注者は BDS 信号を含む QC 値の計算方式について具体的な案を策定し、事前に監督職員の承諾を得ること。また、承諾された計算根拠及び考え方を成果品において明確に記述すること。

（3）BDS 配布機能は、本業務において新規に実装し、納品すること。ただし、納品時の状態は「無効」とし、その有効化及び外部機関への配布開始は GEONET 運用保守において実施されるものとする。受注者は、有効化に当たり留意すべき事項（配布定義の設定内容、有効化手順、外部連携上の前提等）を成果品において明確にすること。

3. 受注者は、作成するスクリプト等について、使用するプログラミング言語等で公式に周知されている内容を確認し、推奨されていない手法等は採用しないこと。導入が必要な手法がある場合は、監督職員と協議すること。

（対象範囲）

第２２条

本業務の対象範囲は、次のとおりとする。

1. 現地の電子基準点で受信される BINEX 形式データのうち、BDS 観測データについて、GATE 装置における受信、RINEX 変換、QC 及び蓄積に係る基本機能の設計・実装、GATE 装置から電子基準点データ提供システムの EXT_data に BDS 信号を含んだ RINEX 形式のデータの転送・格納、並びに外部システム（気象庁、海上保安庁等）への BDS 配布機能の設計・実装までを本業務の対象とする。
2. BDS 配布機能については、全配布先分の配布定義を実装するものとする。

（対象 BDS 信号）

第２３条

本業務において取得及び RINEX 変換の対象とする BDS 信号は、次のとおりとする。なお、観測コードの表記は RINEX Version 4.01 の定義に準拠し、BINEX 規格において BDS 信号の定義がない場合は、別途監督職員と協議すること。

1. 対象とする信号及び観測コードは、下表のとおりとする。

信号	区分	観測コード	信号成分
B1	レガシー信号	2I	Data
B1C	BDS-3 新信号	1X	Data+Pilot
B2	レガシー信号	7I	Data
B2a	BDS-3 新信号	5X	Data+Pilot
B3	レガシー信号	6I	Data

（ソフトウェア改修）

第２４条

本業務においてソフトウェア改修は、次のとおりとする。

1. 受注者は、GATE 装置の運用管理コマンド群（以下「制御コマンド」という。）について、次のソフトウェア改修を行うこと。

（1）衛星種別バージョン文字列等の共通定数の定義追加を行うこと。
（2）RINEX 処理及び各種テンプレート等の共通処理部の改修を行うこと。
（3）観測データの受信及び取得を行うコマンドの改修を行うこと。
（4）観測データの補修（リペア）を行うコマンドの改修を行うこと。
（5）観測データの取り出し（配布）を行うコマンドの改修を行うこと。
（6）BINEX 形式データの QC を行うコマンドの改修を行うこと。
（7）RINEX 形式データの QC を行うコマンドの改修を行うこと。なお、対象信号が Data 成分及び Data+Pilot 成分で混在することを踏まえ、合成マルチパス値の計算方式についても必要に応じ調整すること。
（8）RDB 定義データにより駆動される処理については、コードの変更を要しない範囲で、第 25 条（RDB 定義データの整備）による定義データ整備により対応するも

のとする。

(9) BINEX 形式のデータ集計、テキスト形式で表示するコマンドの改修を行うこと。なお、出力すべき集計項目及びテキスト形式の詳細については、受注者が案を策定し、事前に監督職員の承諾を得ること。

(10) 新たな衛星種別及びバージョンの文字列（SAT_VER。RINEX ファイルが対応する衛星系の組合せを示す識別文字列をいう。）については、既存対応の GPS・GLONASS・Galileo・QZSS（GRJE）に BDS を加えた「GRJEC_4.01」に対応すること。

(11) 電子基準点データ提供システムへの RINEX 形式データの転送・格納について、次のとおり処理（制御コマンド等）の実装又は改修を行うこと。

- ディレクトリ「data/GRJE_4.01」には BDS 信号を除いた RINEX 形式データを格納すること。
- ディレクトリ「data/EXT_data/GRJEC_4.01」には、BDS 信号を含む RINEX 形式データを格納すること。
- 将来の電子基準点全点への展開を見据え、BDS 信号を含む RINEX 形式データの格納先を「data/GRJEC_4.01」に切替えられる構成とすること。

(12) 外部システムへの RINEX 形式データの配布について、BDS 信号を含む RINEX 形式データを配布する機能を実装すること。ただし、BDS 配布機能は無効とした状態（既存の衛星種別（GRJE）の配布機能のみ有効とした状態）で納品すること。

2. 受注者は、次の調査及び実測を行うこと。

(1) BINEX 形式による実データ量を、観測点 1 点 1 時間当たりの単位で実測すること。当該実測値は、容量、通信帯域及び処理時間の見積りの基礎値とする。

(2) BINEX 解析ツールにおける BDS 信号の出力項目（列の有無及び列順）を確認し、QC 処理の実装に反映すること。BDS 航法メッセージ（Nav）ファイルの種別を表す文字については、既存の種別文字と衝突しない文字を採用するものとし、監督職員と協議の上、確定すること。

（RDB 定義データの整備）

第２５条

受注者は、次の RDB 定義データの整備を行うこと。

1. 衛星種別マスタ（GnssTypes）に、BDS を含む新たな衛星種別（GRJEC）を追加すること。
2. 蓄積対象及び配布対象を特定・管理するための観測点タグを追加すること。
3. RINEX 変換定義（ProcessRinexDefs）に、対象信号（観測コード 2I、1X、7I、5X 及び 6I）を対象とする BDS 信号の変換に係る定義を追加すること。なお、変換定義の詳細は監督職員と協議の上、決定すること。

4. 外部システムへの配布定義（SupplyDefs）に、全配布先分の BDS 信号に係る配布定義を追加すること。ただし、当該定義は第 27 条第 2 項に定めるとおり BDS 配布機能を無効とした状態とすること。

（運用スクリプト及び設定ファイル）

第２６条

受注者は、次の運用スクリプト及び設定ファイルの整備を行うこと。

1. BDS 観測データの処理に必要なラッパースクリプトを新規に作成し、又は既存スクリプトを改修すること。配布に係るラッパースクリプトについても実装の対象とする。
2. QC の閾値定義ファイルに、BDS 信号に係る定義を追加すること。

（サーバ側設定及び改修版の適用）

第２７条

本業務においてサーバ側設定及び改修版の適用は、次のとおりとする。

1. 受注者は、次のサーバ側の設定を行うこと。

（1）新たな衛星種別バージョンに対応するディレクトリ定義を追加すること。

（2）関連装置間で稼働しているファイル同期の対象に、新たな衛星種別バージョンのディレクトリを追加すること。

2. 受注者は、BDS 配布機能を無効とした状態で納品するため（既存の配布処理は停止しないこと。）、次の措置を講じること。

（1）BDS 配布機能の無効化は、配布に係るジョブ（JP1 ジョブネット等）を停止又は未登録の状態とすること。ただし、具体的な方式については、監督職員と協議の上、決定すること。

（2）BDS 配布機能を有効化するための手順を、改修版の適用手順書及び完成図書に明記すること。当該有効化は、GEONET の運用保守担当が実施することを想定する。

3. 本業務は稼働中の GATE 装置に対する改修であることから、受注者は次の事項を遵守すること。

（1）改修版の適用は、監督職員が指定する時間帯に、既存の稼働中処理（GRJE の受信・変換・配信）に影響を与えないように片系ごとに実施すること。

（2）改修版の適用手順書に、適用前のバックアップ取得手順及び、適用に起因する障害発生時の切り戻し手順を明記し、事前に監督職員の承諾を得ること。

（3）定義データ・設定ファイルの変更は、変更前後の差分及び復元方法を記録し、成果品に含めること。

（動作確認）

第２８条

受注者は、本業務により改修した機能について、次の動作確認を行うこと。

1. 観測点 100 点分の実観測点データをコピーしたダミーデータを準備し、それらを対象として、BINEX 受信、RINEX 変換、QC 及び取り出し（配布）に至る一連の処理を反復して実行し、正常に処理されることを確認すること。
2. BDS 配布機能については、内部における疑似的な配布（配布先を模擬した環境への出力又は疎通確認）により、配布定義及び配布スクリプトが正常に動作することを確認すること。ただし、外部機関への実配布及び配布先との調整を伴う試験は本業務の対象としない。
3. 第 1 項及び第 2 項の動作確認に当たり、データ量及び変換所要時間を見積り、監督職員に報告すること。見積りは完成図書に含めること。
4. 本改修により、既存の衛星種別（GRJE）の受信、RINEX 変換、QC 及び配信の各処理に影響を与えないことを確認し、監督職員に報告すること。確認結果は完成図書にも含めること。
5. 動作確認は、稼働中の本番処理に影響を及ぼさない試験環境又は方式で実施すること。試験環境については事前に監督職員と協議すること。

別紙１

受注者に求める情報セキュリティに関する遵守事項

1. 本業務の実施のために国土地理院から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しないこと。
2. 情報の受渡し方法や受注業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について、監督職員の指示を仰ぐこと。
3. 受注者は、発注者が指定する情報及び情報システムについて、以下のいずれかより適切な方法を選択し、発注者の承諾を受けた後、当該情報システムに保存されている全ての情報を復元できないよう抹消すること。
    - ○　媒体の物理的破壊
    - ○　データ消去ソフトウェアによる情報の抹消
    - ○　暗号化保存している場合、暗号鍵の削除
    - ○　HDD 等の磁気記録媒体の場合、消磁装置による情報の抹消
4. 受注者は、情報を抹消した媒体ごとに、媒体の機種名、型式、機器番号等、作業日時、作業実施者、作業場所、消去処理方法、検証方法、利用したソフトウェア名（バージョン含む）又は消磁装置、当該情報が抹消されたことが確認できる証跡ログ又は写真等を添付した情報消去完了証明書を提出すること。
5. 受注者は、本業務の実施において情報取扱者を限定し情報セキュリティの管理体制を整備すること。
6. 受注者は、本業務の実施において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備すること。
7. 受注者は、情報の管理体制について要員へ周知し、遵守させること。
8. 監督職員から求めがあった場合には、受注者は、資本関係・役員の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提示すること。
9. 特定の従業員一人のみが発注者から提供された要機密情報にアクセスしないよう、複数担当者による相互監視を手順に加えること。
10. 定められた要員以外が、設計書や開発中のシステムに物理的にアクセスできないようにする管理手順を明示すること。
11. 受注者は、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備し、監督職員の求めに応じ、提出すること。
12. 本業務に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、発注者は、受注者に対して以下の報告を求める場合がある。
    - ○　本仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績

○　受注者に取り扱わせる国土地理院の情報の秘密保持等に係る管理状況

13. 本業務に係る受注者における情報セキュリティ対策について、必要に応じ検証・評価・見直しを行うものとし、監督職員からの求めに応じその内容を提出すること。
14. 本業務に係る業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、受注者の責任者は、発注者の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採ること。
15. 本業務に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに発注者に報告すること。なお、これに該当する場合には、次の事象を含む。
    ○　受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める国土地理院の情報の外部への漏えい及び目的外利用
    ○　受注者による国土地理院のその他の情報へのアクセス
16. 本業務に係るソフトウェアについて、セキュリティ修正がベンダーから提供された後にこれを適用するまで7日以内となるよう、速やかに対応すること。
17. システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の導入状況及び更新状況を把握すること。
18. 情報システムの納入前に公開された脆弱性の有無を確認し、必要な対策を実施の上で納入すること。
19. 運用中の情報システムにおいて定期的に脆弱性対策の状況を確認し、脆弱性の存在が明らかになった場合には、速やかに措置を講じること。
20. ソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能・体制を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能・体制を備えること。
21. 取得したログを定期的に点検及び分析する機能を備えること。
22. ログに対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事実を検出する機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。
23. インシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
24. 当院内通信回線と当院外通信回線との間で送受信される通信内容の監視及び当院内通信回線の機器等における不審な通信の監視等により、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能・体制を備えること。
25. サービス不能攻撃や機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷の状況等を監視する機能を備えること。
26. アクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）する機能を備えること。
27. 情報システムのアクセスを許可する主体が確実に制限されるように、アクセス制御機

能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

28. 特権を有する管理者権限が、悪意ある第三者等によって不正に利用されることを防止するための措置を講じること。
29. 通信回線に対する盗聴の影響を低減するため、全ての情報を暗号化する対策を講じること。
30. 情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、管理者アカウントの適正な権限管理を講じること。
31. 情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを防止するため、情報の改ざんを検知する機能及び電子証明書による認証の対策を講じること。
32. 情報セキュリティインシデントの発生時に迅速に対処するため、情報システムの構成が記載された文書※を管理すること。

    ※ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報（情報システム名、システム構成、種別、機種、ソフトウェアの種類、バージョン、構成、識別コード等）に関する文書
33. 情報システムを構成する機器等の関連文書を整備するとともに、構成要素ごとの情報セキュリティ水準を維持するための実施手順を整備すること。
34. 情報システムの構築において、発注者が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
35. 情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、発注者が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受注者は監査を受け入れること。
36. 業務の一部を再委託する場合は、再委託先における情報セキュリティを確保すること。
37. 情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を利用者に要求することがないよう配慮した上で、アプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。
38. 情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に提供されないようにすること。

別紙２

第７条　参加資格要件記載書

件名：GEONET における新信号への対応業務

会社名：

第７条第１項を満たす実績

業務名	
履行期間	

第７条第２項を満たす実績

業務名	
履行期間	

第７条第３項を満たす実績

業務名	
履行期間	

※各項の業務に関する契約書（仕様書を含む。）の写し等を添付すること。

別紙３

第８条　提出書類関係

１．業務着手前に提出する書類

様式	名称	提出部数	宛先	提出先
別紙４	請負代金内訳書	1	支出負担行為担当官	監督職員
任意	業務計画書	1	監督職員	監督職員
別紙５	資料貸与申請書	1	総括監督員	監督職員

※ 別紙４は、監督職員が認める場合に限り、同様の内容を記載した任意様式の書類でも可とする。

２．業務実施期間中に提出する書類

様式	名称	提出部数	宛先	提出先
任意	打合せ記録簿	1	監督職員	監督職員

３．業務終了後に提出する書類

様式	名称	提出部数	宛先	提出先
別紙６	納品書	1	支出負担行為担当官	監督職員
任意	完成図書	1	監督職員	監督職員
別紙７	貸与資料返納書	1	総括監督員	監督職員
任意	情報消去完了証明書	1	監督職員	監督職員

別紙４

請負代金内訳書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
国土地理院長

○　○　○　○　　殿

会社所在地
会　社　名
代　表　者

１．業　務　名

２．請負代金額　　￥

３．契約年月日　　令和　　年　　月　　日

４．納　　期　　令和　　年　　月　　日

項　目	単　価	数量	金　　額	備　考

業務責任者：氏　名　　電話番号
担当者：氏　名　　電話番号

注）共同企業体の受注に係るものは、会社所在地を共同企業体代表者の会社所在地、会社名を共同企業体名、代表者を共同企業体代表者名とする。

別紙５

令和　　年　　月　　日

総括監督員
所属、官職（又は役職)、氏名　殿

会社所在地
会　社　名
代　表　者

資料貸与申請書

○○○○業務に下記資料を貸与して下さるよう申請します。

記

資　　料　　名	規　　格	単　位	数　量	期　　間	備　　考

上記の資料を受領しました。

令和　　年　　月　　日

会社所在地
会　社　名
代　表　者

業務責任者：氏　名　　電話番号
担当者：氏　名　　電話番号

注）共同企業体の受注に係るものは、会社所在地を共同企業体代表者の会社所在地、会社名を共同企業体名、代表者を共同企業体代表者名とする。

別紙６

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
国土地理院長

○　○　○　○　　殿

会社所在地
会　社　名
代　表　者

納　品　書

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の
調達品及び完成図書を納品します。

業務責任者：氏　名　　電話番号
担当者：氏　名　　電話番号

注）共同企業体の受注に係るものは、会社所在地を共同企業体代表者の会社所在地、会社名を共同企業体名、代表者を共同企業体代表者名とする。

別紙７

令和　　年　　月　　日

総括監督員
所属、官職（又は役職)、氏名　殿

会社所在地
会　社　名
代　表　者

貸与資料返納書

○○○○業務に使用した貸与資料を下記のとおり返納します。

記

資　料　名	規　　格	単　位	数　　量	備　　考

業務責任者：氏　名　　電話番号
担当者：氏　名　　電話番号

上記のとおり受領しました。

会　社　名
代　表　者　　殿

令和　　年　　月　　日

総括監督員

注）共同企業体の受注に係るものは、会社所在地は共同企業体代表者の会社所在地、会社名は共同企業体名、代表者は共同企業体代表者名とする。